

第30号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号列記以外の部分および第3項各号列記以外の部分、第12条第1項ならびに第13条（見出しを含む。）中「1の」を「一の」に改める。

別表第1地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部広町地区地区整備計画の項中「第20条第1項」を「第21条第2項において準用する同法第20条第1項」に、「令和3年東京都告示第1411号」を「令和6年東京都告示第1231号」に改める。

別表第2東品川四丁目地区地区整備計画の部C街区の項中「1の」を「一の」に改め、同表広町地区地区整備計画の部A-1地区の項中「ついでには」を「ついでには」に改め、同部B-1地区の項を次のように改める。

B-1地区	風営法第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供					5,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性向上	74.1メートル（T.P.からの高さとする	
-------	------------------------------	--	--	--	--	-------------	------------------------------	-----------------------	--

	する建築物						および円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの、これらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するものならびに歩行者の快適性および安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するものについては、この限りでない。	る。)	
--	-------	--	--	--	--	--	---	-----	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 広町地区地区整備計画の一部が変更されたことに伴い、区域内の建築物の敷地、壁面の位置等に関する制限を定めるほか、規定を整備する必要がある。